

別記様式第1号（第4条関係）

木津川市子ども・子育て会議 開催結果要旨

会 議 名	平成30年度第1回木津川市子ども・子育て会議		
日 時	平成30年7月19日 午後17時00分～18時50分	場 所	木津川市役所 第2北別館2階
出 席 者	委 員	別紙のとおり	
	その他出席者	なし	傍聴人の数 0人
	庶 務	こども宝課	<input type="checkbox"/> 公開 <input checked="" type="checkbox"/> 非公開（一部）
議 題	<p>1 開会</p> <p>2 市長あいさつ 各委員紹介</p> <p>3 子ども・子育て会議について</p> <p>4 会長選出</p> <p>5 会長あいさつ</p> <p>6 議事</p> <p>(1) 平成29年度子ども・子育て支援事業計画調査票の点検・評価について【資料1】</p> <p>(2) 第2次木津川市子ども・子育て支援事業計画について【資料2・木津川市子ども・子育て支援事業計画（概要版）】</p> <p>(3) 木津川市公立保育所民営化等実施計画の実施状況について【資料3-1・3-2】</p> <p>(4) 小規模保育事業について【資料4】</p> <p>(5) その他</p> <p>①児童クラブの入所状況について</p> <p>②保育施設の入所状況について</p> <p>③家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について【資料5】</p> <p>(6) 会議の公開について</p> <p>(7) 家庭的保育事業の認可について【資料6】</p> <p>7 閉会</p>		

<p>会議結果要旨</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 司会進行により開会。説明の前に事務局より会議資料の確認と会議成立要件定足数の報告。 2 市長あいさつ 河井市長あいさつ。 市長あいさつの後各委員紹介として司会より各委員紹介。 3 子ども・子育て会議について 事務局より子ども・子育て会議の設置根拠・委員の身分等について説明。 4 会長選出 子ども・子育て会議条例第5条第1項の規定により会議に諮り安藤委員を会長として選出。 5 会長あいさつ 安藤会長より、本日の会議録の署名委員について、会長のほか野村委員を会長から指名された。 6 議事 <ol style="list-style-type: none"> (1) 平成29年度子ども・子育て支援事業計画調査票の点検・評価についてこども宝課より資料1に基づき説明 (2) 第2次木津川市子ども・子育て支援事業計画についてこども宝課より資料2、木津川市子ども・子育て支援事業計画（概要版）に基づき説明 (3) 木津川市公立保育所民営化等実施計画の実施状況についてこども宝課より資料3-1・3-2に基づき説明 (4) 小規模保育事業についてこども宝課より資料4に基づき説明 (5) その他として、児童クラブの入所状況について、保育施設の入所状況について、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について（資料5）こども宝課より説明 (6) 会議の公開についてこども宝課より説明の上、議事（7）の公開・非公開について会議で諮り非公開とする。 (7) 家庭的保育事業の認可についてこども宝課より資料6に基づき説明 7 閉会
<p>会議経過要旨</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 事務局より、司会進行・開会の後、委員紹介、市長あいさつの後、各委員紹介、紹介後、市長他の公務により退席。

<p>会議経過要旨</p>	<p>2 市長あいさつ</p> <p>第2次木津川市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けて、これまでの計画の取組と課題を踏まえ、地域での子ども・子育てにかかるニーズをしっかりと把握していく必要があります。今年度は、本会議においてニーズ調査に向けたご審議もいただく予定であり、本会議を通し、子育て支援や子育て環境づくりについてご議論いただきたい。</p> <p>3 子ども・子育て会議について</p> <p>【説明】</p> <p>子ども・子育て会議は地方自治法、木津川市子ども・子育て会議条例を設置根拠として設置される市の附属機関であり、委員の身分については木津川市非常勤特別職の職員となる旨等説明。</p> <p>4 会長の選出</p> <p>子ども・子育て会議条例第5条第1項の規定により、委員の互選で安藤委員を会長に選出。</p> <p>5 会長あいさつ</p> <p>会長として各委員のお力添え、協力をいただきながら務めてまいります。</p> <p>本日の議題は7件であり、審議、意見の程よろしくお願ひしたい。会長職務代理者として阪本委員を、署名委員は野村委員を指名させていただきます。</p> <p>6 議事</p> <p>主な意見・質疑等はつぎのとおり (○：質疑・意見、 ⇒：質疑に対する返答)</p> <p>(1) 平成29年度子ども・子育て支援事業計画調査票の点検・評価について</p> <p>【説明】</p> <p>木津川市子ども・子育て支援事業計画」の進行管理について、各課で進捗状況の確認を点検・自己評価を行ったので、報告する。基本目標は全5項目。目標実現のための施策展開の事業201項目について、平成29年度は251事業を点検した。2事業については、昨年度終了のため除外している。具体的には「親のための応援塾、もうすぐ1年生体験入学推進事業の活用」（「事業計画調査票」P13）は平成25年度までで事業が終了、「市社会福祉協議会等に</p>
---------------	--

よる子育てサークルの育成と活動支援」(「事業計画調査票」P34)は市社協でしっかりと事業を実施していただいているということで、市としては事業終了とした。

「事業量の目標」(別表2)については制度改正もあり、平成27年度および28年度に見込量を修正している。

「放課後子ども総合プラン事業(一体型)」については、計画では進めていくという表記ではあったが、今年度、城山台小学校で開設することができたので見込量を修正している。

また、利用者支援事業で「子育て世代包括支援センター」を今年1月に開設することができ、目標を上回っている。

【質問・意見】

○なし

(2) 第2次木津川市子ども・子育て支援事業計画について

【説明】

本事業計画については、「子ども・子育て支援法」に基づき、各市町村が基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保、その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めている。本事業計画は、本市の上位計画である「木津川市総合計画」の部門別個別計画として位置づけられており、また、本計画は子ども・子育て支援法をはじめとする法律や京都府の子育て支援計画など、関連する個別計画との整合を図っている。現在の第1次事業計画が平成27年度～平成31年度末をもって終了することから、第2次の事業計画を策定するにあたり、先般プロポーザル方式により、業者選定を行い、優先交渉権者となった株式会社ぎょうせい様と、6月29日に契約を締結した。

なお、第2次事業計画の策定期間につきましては、平成32年度～36年度の5年間であり、策定にあたっての作業内容については、今年度がニーズ調査、調査対象者数は4千件を予定し、31年度に計画策定作業にかかる計画としている。なお、予定価格は2カ年度で税込み700万円、契約金額は2カ年合計で税込み540万円(年度内訳30年度241万9200円、31年度298万800円)。

【質問・意見】

○本計画の策定期間中にニュータウン設計はないのか。

⇒現在、城山台地域が開発が進んでいる段階で、子どもの見込量や人

口の動態の変化はまだ発生する状況である。

(3) 木津川市公立保育所民営化等実施計画の実施状況について
【説明】

平成29年6月に策定した木津川市公立保育所民営化等実施計画を策定し、I期の対象保育園の民営化等を実施するもの。兜台保育園、木津保育園分園、木津川台保育園、やましる保育園分園、相楽台保育園について民営化等を実施するもの。とりわけ、兜台保育園、木津川台保育園、相楽台保育園についての現在までの進捗と今後の方向性について、相楽台保育園は33年度兜台保育園に統廃合としており、保護者説明会等を実施してきている。今後も引き続き関係機関との協議、在園児の園運営、保護者対応等とURとの施設関係整理の協議を進めたい。本年度は引き続き定員の利用調整、兜台保育園との交流事業を実施する。木津川台保育園は32年度に民営化の計画であり、現在まで保護者との説明・協議を行い、本年度は民営化事業者募集のプロポーザルの実施、三者懇談会の設置、協議等を進めることとしている。兜台保育園については、31年度の民営化に向け本年度はURと土地譲渡契約の締結、建物等財産譲渡に係る議会の議決、保育所条例の改正や国、府補助金処分承認手続を進めることとしている。

【質問・意見】

○木津川台保育園の民営化の公募に際し、子ども・子育て会議が選定委員会的機能として選定を行なうのか。

⇒別途、選定委員会に関する設置要綱や規程を設け、選定委員会を設置しその委員会で移管先事業者を選定することとしている。

(4) 小規模保育事業について

【説明】

今年度当初保育認定児童数は、前年度比で5%程度増加しており保育ニーズは増加傾向となっている。保育定員は、公立保育所民営化等実施計画の推進により、段階的に減少する見込みであり、待機児童対策として、小規模保育事業所の開設を推進する。また、子ども・子育て支援事業計画との整合を図り、小規模保育事業A型を基本とし、運営事業者を決定する。事業の推進に関連し、施設整備にかかる補助制度を創設し、事業者が参入しやすい環境を整える。

【質問・意見】

○なし

(5) その他

①児童クラブの入所状況について

【説明】

現在、市内の公立児童クラブは13児童クラブがある。4月1日現在8児童クラブにおいて、合計122人の待機児童が発生している状況である。この待機児童の解消に向けて、4月以降に人材が不足している児童クラブを中心に臨時職員を配置し、受入可能児童数の拡大を図っているところである。また、夏休み期間については、午前8時からの開所となることから、各児童クラブに夏休み期間限定の臨時職員を配置し、受け入れ体制を整えているところである。一方、各児童クラブの面積等については、物理的な限界もあるため、待機が発生している児童クラブへの申込者に対して、市内の民間児童クラブへの誘導も行いながら、入会可能者数の確保に努めているところである。7月3日時点で、7児童クラブにおいて、合計95人の待機児童が発生している状況である。今後、教育委員会において実施される放課後こども教室等とも連携を図りながら、さらなる待機児童問題解消に向けて取り組んでいきたい。

【質問・意見】

○なし

②保育施設等の入所状況について

【説明】

市内の就学前の児童数が昨年度に比べ減少している一方、保育の認定については、前年度と比較すると増加しており、保育ニーズが年々高くなっている。

今年度は、待機児童を出さないよう調整を行い、平成30年4月1日時点での待機児童は出ていない。ただし、特定施設への入所を希望される自己都合の待機は、0歳児から3歳児までで29人、4歳児・5歳児については0人となっている。また、年度途中の待機児童は例年出ていることから、今後の保育ニーズの把握に努めるとともに、小規模保育事業等の計画を進めたい。

【質問・意見】

○なし

③家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

【説明】

国の「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」の一部改正が平成30年4月27日に行われたことから、市基準の一部を国基準に準じ改正するものである。改正概要は、連携施設及び食事の提供に関する規定に係る改正であり、まず1点目は、代替保育の提供は、小規模保育事業又は事業所内保育事業を行う者や、これらと同等の能力を有すると市が認める者など保育所等以外の保育提供事業者から確保できるよう連携施設の確保義務の緩和を行うものである。2点目は、食事の提供及び食事の外部搬入について、自園調理を行うための必要な体制を確保するという努力義務は課しつつも、現行制度の調理員の配置及び調理室又は調理設備の設置を要しないという自園調理に関する規定の適用を猶予する経過措置期間が5年から10年に延長されたことを踏まえ、所要の改正を行うものである。

【質問・意見】

○なし

(6) 会議の公開について

【説明】

本市子ども・子育て会議条例に基づく、「本会議運営内規第6条 会議の公開について出席委員の過半数以上の賛同があるときは、公開しないことができる」と規定。次に扱う議事については、審議事項が認可案件であり審議内容の性質上の観点から、会議の非公開性が求められる。よって、次の議事(7)家庭的保育事業の認可については、会議の非公開について委員の皆様にご協議させていただきたいもの。

【質問・意見】

○なし

【公開・非公開の結果】

議事（7）家庭的保育事業の認可については非公開とすることについて会議で諮り全員賛同により、非公開とすることとなった。

～これより非公開議事～

--	--

	<p>4 閉会</p>
<p>その他特記事項</p>	
<p>署名欄</p>	<p>木津川市子ども・子育て会議 会長</p> <p>安藤 和彦</p> <hr/> <p>野村 朋子</p> <hr/>